

これまでの主な意見（論点①関係）

危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策① （個人事業者自身、注文者等による対策）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

前回までに出された意見のポイント

(0) 全般

- ・ 個人事業者等が置かれている立場、契約形態、課題などは業種によって大きく異なるため、それぞれの業界の課題に応じた対応が必要ではないか。共通化は難しいのではないか。
- ・ 業所管官庁と連携した取組・仕組みとすることが重要ではないか。
- ・ 契約等の取引関係の法令と連携した対応が重要だが、安全衛生は取引に委ねるだけでなく一定の規制が必要。
- ・ 個人事業者には、業務の場所が変わる働き方（芸能従事者、建設業、運送業など）と、自宅など固定された働き方とがあり、災害リスクという点では、前者に注目するべきではないか。
- ・ 協同組合のように、個人事業者を緩やかな団体として組織化し、発注者側と協議したり、個人事業者にサービスを提供したりする仕組みを考えてはどうか。

(1) 個人事業者等の災害の把握・分析

- ・ 個人事業者等の災害を詳細に把握し、分析することが必要であり、把握方法を検討すべき。
- ・ 個人事業者等のデータが不十分なことが検討をとめる理由にはならず、判例なども活用し、予防のための規制を検討すべき。
- ・ 個人事業者についても、労働者と同じやり方で把握すべき。特別加入者については、徳辺加入団体に死傷病報告の提出を義務付けるというやり方もあるのではないか。
- ・ 特別加入団体に災害の把握や分析をやらせるべき。

前回までに出された意見のポイント

(2) 個人事業者自身による取組等

- ・ 個人事業者による取組が行われるよう、しっかりとした情報伝達が必要。
- ・ 個人事業者等が必要な保護具を着実に使用するよう、事業者による周知だけでなく、実行性の確保のための取組について検討すべき。
- ・ 個人事業者にも安全衛生の知識を身につけさせるためには、契約の際に安全関係をしっかり周知するとか、(教育の)受講を奨励することがよいのではないか。特別加入団体がある場合は、当該団体が教育することも重要。
- ・ 個人事業者に対する安全衛生教育に強制性を持たせる、教育を受けていない者は現場に入れない等の対応が必要。
- ・ 健康状態が要因となる事故や災害を防ぐための対策も検討すべき。
- ・ 建設業については、まずは個人事業者自身による取組をした上で、自身では対応できない部分はどうかという観点で考えるべき。

(3) 発注者による取組等

- ・ 安衛法第3条の注文者の義務を建設以外にも広げ、具体化して実行性をもたせるべき。
- ・ 運送業では配送先の作業場所で災害が発生しており、荷主からの要求を拒めない状況にあり、作業場所を管理する荷主(発注者)に対策を求める必要。
- ・ 発注者は、あらかじめ現場での作業内容や作業条件を明示しないまま発注し、現場に行って初めて分かる(具体的な作業を指示される)ことも多く、そのようなことがないよう発注者にきちんとした対応を求めるべき。

前回までに出された意見のポイント

(3) 発注者による取組等 (続き)

- ・ 現場に行ってみないと、どのような作業があるか、どのような作業環境なのか分からないことは多々あり、そうした場合は発注者側（または着荷主等作業現場を管理する者）にきちんと対応を求めるべき。
- ・ 発注者によって、どこまで下請けの業務を把握しているか差があると思われ、その程度に応じてどこまでの措置を求めるのかも変わってくるのではないか。
- ・ 運送業では①発注者、②元請・下請け事業者、③着荷主、④個人事業者という大きく4つの関係者があり、これらが役割分担しつつ、対策として有効なものを検討していく必要。
- ・ オーストラリアのように、取引に関連する者全てに連帯責任を取らせるというやり方も参考になるのではないか。
- ・ 建設業では、適正な工期の設定や費用負担など、実効ある発注者側の対策について検討すべき。
- ・ 発注者側の要件が要因で災害につながる場合があり、発注者に対する規制も視野に入れるべき。運送業では、発注者側からの厳しい納期（長距離を短い期間で輸送することを求められる等）が要因で交通事故が発生する場合があり、発注者側の対策について検討すべき。
- ・ 発注者対策については、直上の注文者だけでなく、実際に権限をもつ（コントロール可能な）より上位の注文者（発注者）に対応を求めるべき。
- ・ 混在作業のときの作業間の連絡調整について、対象業務を広げるべき。
- ・ 発注者等による安全上の指示は、どこまでやると「指揮命令」に当たるのか明確にするべき。
- ・ 発注者の中には、個人もいるので、個人は分けて考えるべき。
- ・ 建設業（戸建て等）や運送業などでは、一般消費者が発注者であることも多く、安全経費は必須のものだということについて一般消費者に対する意識啓発も重要。

前回までに出された意見のポイント

(4) その他リスクを生み出す者等による取組等

- ・ 災害のリスクを生み出す者に管理責任を持たせるべき。
- ・ 契約や指揮命令関係だけでなく、場のルールを設定し（例えば場内の制限速度など）、それを場内で働く全ての者に周知するなどの取組も有効ではないか。
- ・ 建設業や製造業の特定元請のような仕組みを業種全体に拡大するべき。
- ・ リスクを生み出す者として、プラットフォーマーの対策についても検討すべき。
- ・ プラットフォーマーにも建設業や製造業の元請のような情報共有・連絡調整の役割を果たさせるべき。
- ・ プラットフォーマーについては、実質的にかなりの部分をコントロールしている部分もあると思われる、一定の基準を満たせば、安全衛生法上の責務を担うべき。

(5) 個人事業者等に対する支援

- ・ 個人事業者の安全衛生教育について、費用面も含めた支援が必要。
- ・ 業種の違いを踏まえながら、団体に対する支援も含めて、どこにどのような支援をしていくべきか議論が必要。